

避難実施要領

竹富町長
分現在

月 日 時

屋内避難（弾道ミサイル着弾前）

1 都道府県からの避難の指示の内容

国の対策本部長は、国民保護法に基づき、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令し、避難措置の指示を行った。

2 事態の状況、関係機関の措置

2-1 事態の状況

発生時期	令和 年 月 日 午 時 分
発生場所	竹富町内全域
実行の主体	H国
事案の概要と被害状況	H国による弾道ミサイル発射の兆候が認められる。
今後の予測・影響と措置	・ミサイル発射後、10分ほどで着弾もしくは通過 ・迅速に対応できるよう、町民に対し、警報の発令に関する情報に注意を促すとともに、町民のとるべき行動について周知する。
気象の状況	気象庁から発表される季節予報等を参照。

2-2 避難住民の誘導の概要

要避難地域	竹富町町内全域（竹富、小浜、黒島、新城、西表、船浮鳩間、波照間）地区
避難先と避難誘導の方針	知事の避難指示を踏まえた対応を基本とするが、それぞれ町民がいる場所の近傍の堅ろうな建物等の屋内に避難、屋内の窓から離れた部屋に移動する。屋内避難できない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ頭部を守る等の対応をとる。
避難開始日時	
避難完了予定日時	

2-3 関係機関の措置等

措置の概要	事態に備え、関係機関との連絡調整を図る
連絡調整先	竹富消防分団：080-1744-9132 黒島消防分団：080-1741-5393 西表東部消防分団：080-1742-1789 鳩間消防分団：080-1744-9132 波照間消防分団：080-1744-1965 小浜警察署（駐在所）：0980-85-3110 大原警察署（駐在所）：0980-85-5110 上原警察署（駐在所）：0980-85-6510 白浜警察署（駐在所）：0980-85-6110 波照間警察署（駐在所）：0980-85-8110

	石垣島気象台:0980-82-2155 陸上自衛隊 15 旅団司令部:098-857-2429
3 事態等の特性で留意すべき事項	
事態の特性 (除染の必要性等)	<ol style="list-style-type: none"> 自力での歩行が困難な者や観光客、日本語の理解が不十分な外国人については、付近にある者が避難に関する援助を行うとともに、必要に応じ、災害時要配慮者支援の例によって避難させる。 消防団及び公民館役員は屋外にいる者が堅ろうな建物等に速やかに避難が行えるよう配慮する。
4 住民の行動(基本事項)	
屋内避難の指示を受けた場合の対応	
屋内にいる場合	
	<ul style="list-style-type: none"> ・非常持ち出し品を準備するとともに、テレビ、ラジオ等を活用し、情報収集に努める。 ・屋内の環境は、空調及び換気扇を停止し、必要に応じテーブルで目張りする等が行きを遮断する。 ・現在の場所から別の場所へ避難する場合には、出火防止対策や施錠等を行う。 ・その他必要と認められる事項
屋内にいない場合	
	<ul style="list-style-type: none"> ・徒歩を基本とし、避難のために屋外にいる時間を最小限にとどめる。 ・車両内にある者は、可能な限り、車両を道路外の場所に駐車し、やむを得ず道路上に駐車する場合は、道路の左端に沿ってキーをつけたまま駐車するなど、緊急車両の通行に妨げとならない方法とする。 ・原則として、直近の建物等への避難を行うが、屋内への避難が困難なときは、遮蔽物の物陰にとどまるか、地面に伏せて頭部を守る行動をとる。 ・周辺で着弾音等不審な音を聞知したときは、当該現場から離れるとともに、町又は警察に連絡する。
5 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線、広報車両、公式 LINE 等による伝達。 ・本町の区域が着弾予想地点に含まれる場合、J-ALERT システムにより、最大音量でのサイレン吹鳴が実施される。
避難実施要領の伝達先	市町村内の各機関及び団体等(関係機関等一覧表)
職員間の連絡手段	竹富町災害対策本部連絡網
6 緊急時の連絡先	
竹富町 国民保護/緊急処理事態対策本部	電話:0980-82-1109 FAX:0980-83-3119

